株主各位

川崎市高津区末長三丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル

代表取締役社長 斎 藤 悦 郎

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し あげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、事情をご賢察のうえ、できるだけ書面また はインターネット等によって議決権を行使くださいますようお願いいたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2020年6月16日(火曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年6月17日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 川崎市高津区末長三丁目3番17号

当本社 ICC棟 2階研修室

(末尾の案内略図をご参照ください。)

- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第101期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第101期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 役員賞与支給の件

第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定 の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月16日(火曜日)午後5時までに 到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使 のご案内」(4頁から5頁)をご高覧のうえ、2020年6月16日(火曜日)午後5時までに行使 してください。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. インターネットによる開示についてのご案内

- (1) 会計監査人および監査役の監査を受けた連結計算書類および計算書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.fujitsu-general.com/jp/)に掲載しておりますので、別添の「第101期報告書」には記載しておりません。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.fujitsu-general.com/jp/) に掲載させていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、整理の都合上、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

- ◎当日はマスク着用ならびに軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。
- ◎定時株主総会後に株主の皆様にお送りしてまいりました株主総会決議ご通知につきましては、発送物の送付は行わず、当社ウェブサイト(https://www.fujitsu-general.com/jp/ir/)に掲載させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、事前に書面またはインターネット等により議決権 を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し あげます。
- ・株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の 体調をご確認のうえ、マスク着用など感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願 い申しあげます。
- ・ご来場の株主様で体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけのうえ、議場へのご入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承賜りますようお願い申しあげます。
- ・株主総会の議事は円滑かつ効率的に行うことで、例年よりも短時間で運営する予定ですので、ご 理解ならびにご協力をお願い申しあげます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。 (https://www.fujitsu-general.com/jp/)

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくか、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンにより読み取りいただくことにより可能です。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

- (1) パソコンをご利用の方 上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) スマートフォンをご利用の方 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QRコード」を読み取りいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。「議決権行 使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトか ら議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、 再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パス ワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2020年6月16日(火曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。 印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 「電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)三井住友信託銀行 証券代行部[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)
- 6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、㈱ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、今後の空調機事業強化に向けた特別損失の計上等により親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりましたが、当社の利益配分の基本方針である「安定的かつ継続的な利益還元」に基づき、14円とさせていただきたく存じます。なお、中間配当(1株につき14円)と合わせた年間配当は、前期に比べ1株につき2円増配の28円となります。

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき14円 総額1,464,770,846円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月18日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(12名)の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。つきましては、社内 取締役を2名減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の指名については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会で審議のうえ取締役会に答申を行い、取締役会で審議・決定しております。

社内取締役については、当社グループの企業理念を理解・体現し、人格・見識に優れ、業務上の専門知識と全社的な視点に立って任務を遂行する資質を兼ね備えた人物を候補者としております。社外取締役については、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行っていただける人物を候補者としております。

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	さい とう えつ ろう 斎 藤 悦 郎 (1954年4月2日生)	1977年4月 当社入社 2008年12月 当社VRF・ATW販売推進統括部長 2009年4月 当社経営執行役 2011年4月 当社経営執行役常務 2015年4月 当社経営執行役副社長 同年6月 当社代表取締役社長経営執行役社長(現在に至る)	13, 900株
2	にわ やま ひろし 庭 山 弘 (1955年2月22日生)	1977年4月 当社入社 2001年10月 当社財務部長 兼 経理部長 2004年6月 当社取締役 2006年4月 当社取締役経営執行役 2007年4月 当社取締役経営執行役常務 2010年4月 当社取締役経営執行役上席常務 2011年4月 当社取締役経営執行役専務 2015年4月 当社取締役経営執行役副社長 2018年6月 当社、統役経営執行役副社長 31年4月 当社取締役経営執行役副社長 31年4月 当社取締役経営執行役副社長	27, 500株
3	さか まき ひさし 酒 巻 久 (1940年3月6日生) 【社外/独立】	1967年1月 キヤノンカメラ㈱ [現キヤノン㈱] 入社 1987年1月 同社システム事業部長 1989年3月 同社取締役 1996年3月 同社常務取締役 1999年3月 キヤノン電子㈱代表取締役社長(現在に至る) 2010年5月 ㈱良品計画社外取締役 2015年6月 当社取締役(現在に至る) 2016年6月 ㈱ヤオコー社外取締役(現在に至る) [重要な兼職の状況] キヤノン電子㈱代表取締役社長 (㈱ヤオコー社外取締役	0株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	てら さか ふみ あき 寺 坂 史 明 (1949年4月12日生) 【社外/独立】	1972年4月 サッポロビール㈱ [現サッポロホールディングス㈱] 入社 2002年10月 同社九州本部長 2004年3月 サッポロビール㈱執行役員 同年9月 同社取締役常務執行役員 2005年3月 同社取締役専務執行役員 2009年3月 同社東務執行役員 2010年3月 同社代表取締役社長 サッポロホールディングス㈱常務取締役兼グループ執行役員 2013年3月 サッポロビール㈱相談役 2014年3月 同社顧問 2015年11月 ㈱大庄社外監査役(現在に至る) 2017年6月 当社取締役(現在に至る) 同年同月 シチズン時計㈱社外取締役(現在に至る) [重要な兼職の状況] シチズン時計㈱社外取締役(機大庄社外監査役	700株
5	くわやま み え こ 桑山 三恵子 (1948年3月30日生) 【社外/独立】	1970年4月 ㈱資生堂入社 2004年4月 同社CSR部部長 2008年4月 同社CSR部部長 2008年4月 駒澤大学経済学部非常勤講師 2009年4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター主任研究員 2012年6月 一橋大学大学院法学研究科特任教授 2015年4月 一橋大学CFO教育研究センター客員研究員(現在に至る) 同年同月 明治大学ミッション・マネジメント研究所客員研究員 2017年6月 当社取締役(現在に至る) 2018年4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター上席研究員(現在に至る) 同年6月 ㈱安藤・間社外取締役(現在に至る) [重要な兼職の状況] 一橋大学CFO教育研究センター客員研究員一般社団法人経営倫理実践研究センター上席研究員 機安藤・間社外取締役	500株

候補者 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
6	やま ぐち ひろ ひさ 山 口 裕 久 (1960年10月9日生) 【社外】	1983年4月 富士通㈱入社 2015年4月 同社イノベーションビジネス本部長 2016年4月 同社執行役員 2018年4月 同社執行役員常務(現在に至る) [重要な兼職の状況] 富士通㈱執行役員常務	0株
7	こ す だ つねなお 小須田 恒直 (1955年3月5日生)	1978年 4 月 当社入社 2002年 6 月 当社入社 2005年 6 月 当社取締役 2006年 4 月 当社取締役経営執行役 同 年 6 月 当社経営執行役 2009年 4 月 当社経営執行役 2010年 6 月 当社経営執行役常務 2011年 4 月 当社取締役経営執行役上席常務 2013年 4 月 当社取締役経営執行役上席常務 2013年 4 月 当社取締役経営執行役事務 2018年 4 月 当社取締役経営執行役副社長 国内民生営業担当 兼 国内民生営業本部長(現在に至る)	22, 400株
8	はせがわ ただし 長谷川 忠 (1964年9月29日生)	1988年4月 ㈱不二工機入社 1997年5月 当社入社 2014年4月 富士通将軍中央空調(無錫)有限公司董事兼常務副総経理 2015年4月 当社経営執行役 2017年4月 当社経営執行役常務 2018年6月 当社取締役経営執行役常務 2019年4月 当社取締役経営執行役上席常務 2020年4月 当社取締役経営執行役事務空調機、品質保証担当兼空調機事業統括本部長兼空調機商品企画部長(現在に至る)	1,500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
9	ょこ やま ひろ ゆき 横 山 弘 之 (1962年10月14日生)	1986年4月 当社入社 2007年10月 当社G DM推進本部G DM推進統括部長 2009年4月 当社経営執行役 2014年4月 当社経営執行役常務 2017年6月 当社取締役経営執行役常務 2019年4月 当社取締役経営執行役上席常務 2020年4月 当社取締役経営執行役上席常務 長 兼 海外マーケティング部長 兼 富士近将軍中央空調(無錫)有限公司 董事長 兼 Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd. 董事長(ま	<u>f</u>
10	すぎ やま ま さ き 杉 山 正 樹 (1959年1月10日生)	1981年4月 当社入社 2011年4月 当社情報通信ネットワーク事業部長 2016年4月 当社経営執行役 同 年6月 当社取締役経営執行役 2018年4月 当社取締役経営執行役常務 2019年4月 当社取締役経営執行役上席常務 同 年5月 当社取締役経営執行役上席常務 情報通信システム担当 兼 情報通信システム本部長 兼 (株富士通ゼネラルOSテクノロジー 代表取締 役社長(現在に至る)	

- (注) 1. 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子および山口裕久の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 2. 当社は酒巻久、寺坂史明および桑山三恵子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定 し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 山口裕久氏が執行役員常務を務める富士通㈱は当社の筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。同社とは、情報通信機器の受託生産および販売等の取引関係があります。
 - 4. 酒巻久氏につきましては、他の会社における経営者としての豊富な経験および知見と第三者の立場からの 適切なアドバイスが、当社の事業活動にとって有益と判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - 5. 寺坂史明氏につきましては、他の会社における経営者としての豊富な経験および知見と第三者の立場から の適切なアドバイスが、当社の事業活動にとって有益と判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - 6. 桑山三恵子氏につきましては、他の会社での豊富な業務経験および研究者としての高い見識と第三者の立場からの適切なアドバイスが、当社の事業活動にとって有益と判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - 7. 山口裕久氏につきましては、他の会社における役員としての豊富な経験および知見と第三者の立場からの 適切なアドバイスが、当社の事業活動にとって有益と判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - 8. 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子および山口裕久の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、それぞれの社 外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって酒巻久氏が5年、寺坂史明および桑山三恵子の両 氏が3年、山口裕久氏が1年となります。
 - 9. 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子および山口裕久の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 10. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役広瀬陽一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任 をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであり、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 なお、監査役候補者の指名については、独立社外取締役から事前に助言を得た後、監査役会 の同意を得たうえ、取締役会で審議・決定しております。

監査役については、人格・見識に優れ、会社経営や当社の業務に精通した人物、または会計 等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する人物を候補者としております。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
ひ ろ せ よう いち 広 瀬 陽 一 (1958年3月5日生) 【社外】	1981年4月 富士通㈱入社 2009年6月 同社財務経理本部経理部長 2012年4月 同社常務理事 2013年5月 同社執行役員 2014年4月 同社財務経理本部長 2017年4月 同社常任顧問 同年6月 同社常勤監査役(現在に至る) 2018年6月 当社監査役(現在に至る) [重要な兼職の状況] 富士通㈱常勤監査役 富士通キャピタル㈱監査役	0株

- (注) 1. 広瀬陽一氏は、社外監査役候補者であります。
 - 2. 広瀬陽一氏が常勤監査役を務める富士通㈱は当社の筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。同社とは、情報通信機器の受託生産および販売等の取引関係があります。また、同氏が監査役を務める富士通キャピタル㈱は富士通㈱の子会社であり、当社は同社とファクタリングの取引関係があります。
 - 3. 広瀬陽一氏につきましては、富士通㈱の執行役員および財務経理本部長を経て、現在は同社常勤監査役を 務められるなど、他の会社における役員としての豊富な経験と財務および会計に関する相当程度の知見を 有するため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされると判断し、社外監査役候補者といたしま した。
 - 4. 広瀬陽一氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 5. 広瀬陽一氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 6. 広瀬陽一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2019年6月21日開催の第100期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役村島俊宏氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
にし むら や す お 西 村 泰 夫 (1952年8月29日生)	1985年4月 第一東京弁護士会登録 千石法律事務所入所 2000年6月 (㈱城南進学研究社監査役 2001年8月 赤坂シティ法律事務所設立 同事務所パートナー 2015年6月 (㈱城南進学研究社社外取締役(監査等委員) (現在に至る) 2018年8月 西村・町田法律事務所設立 同事務所パートナー(現在に至る) [重要な兼職の状況] 西村・町田法律事務所パートナー (㈱城南進学研究社社外取締役(監査等委員)	0株

- (注) 1. 西村泰夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 2. 西村泰夫氏は、企業法務分野に精通した弁護士として、また、他の会社における役員として、豊富な経験 と高い見識を有するため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされると判断し、補欠の社外監査 役候補者といたしました。
 - 3. 西村泰夫氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 4. 西村泰夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役のうち業務執行取締役7名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額75,956千円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会において、年額6億円以内(うち社外取締役分5,000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)とご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。 現在の取締役は12名(うち社外取締役4名)でありますが、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名(うち社外取締役4名)となり、対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年70,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、 その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式 を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記 (1) の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記 (1) の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、第6号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の取締役を兼務しない 経営執行役にも、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

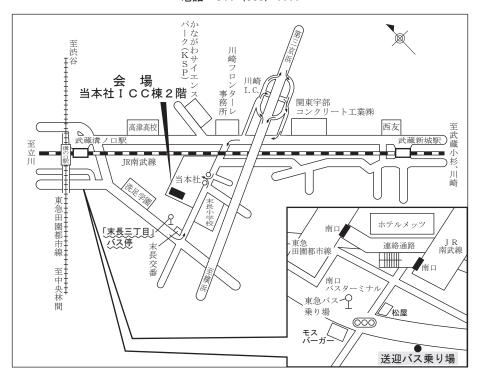
以上

メ	モ

.....

株主総会会場 案内略図

川崎市高津区末長三丁目3番17号 電話 044 (866) 1111



[交 通] 東急田園都市線・溝の口駅またはJR南武線・武蔵溝ノ口駅下車 徒歩約20分 ※東急田園都市線は、「南口改札」をご利用ください。

> JR南武線は、改札(改札は1か所のみ)を出て左にまっすぐ進んだ階段を お降りください。

JR南武線・武蔵新城駅下車 徒歩約15分

(東急バス) 武蔵溝ノ口駅南口から蟹ヶ谷行(5番乗り場)

「末長三丁目」下車 徒歩約5分

(当社送迎バス)東急溝の口駅/JR武蔵溝ノ口駅 南口から9:00発 9:30発

株式会社富士通ゼネラル

〒213-8502 川崎市高津区末長三丁目3番17号 URL https://www.fujitsu-general.com/jp/